## 「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

| 項目           | 修 正 内 容  |
|--------------|--|
| 副原子力防災管理者    | 副原子力防災管理者に建設所長、次長(3号担当)<br>を追加   |
| 消火活動         | 消火活動の記載に、平常時から自衛消防体制を整備<br>することを明記   |
| 原子力防災組織      | 総務班の役割に、自衛消防隊による初期消火活動を<br>追加  |
| 発電所敷地境界付近の放射 | モニタリングポスト・7(EPO・7)を移設した  |
| 線測定設備        | ことによる設置場所の変更   |
| 集合・退避場所      | 3 号機付近に退避場所を追加   |
| 緊急医療施設位置図    | 3 号機緊急医療施設を追加  |
| 原子力防災資機材     | ・ 3 号機設備を追加<br>・ 計測器等のうち熱ルミネセンス線量計を蛍光ガ<br>ラス線量計に変更<br>・ 昨年度、発電所に設置した、化学消防自動車及<br>び水槽付消防ポンプ自動車を動力消防ポンプ設<br>備として追加 |
| 派遣要員の職務と人員   | 北海道地域防災業務計画原子力防災編と整合を図<br>るための修正   |
| 貸与する資機材      | 北海道地域防災業務計画原子力防災編と整合を図<br>るための修正   |
| 通報樣式         | 通報様式にSI単位を追加   |

## (参考:原子力事業者防災業務計画の主な内容)

| 第1章          | 原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画 |
|--------------|-------------------------|
| 総則           | の運用と修正及び定義について定める。      |
| 第2章          | 原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた |
| 原子力災害予防対策の実施 | 原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備お |
|              | よび資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災 |
|              | 訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係 |
|              | 機関との連携等について定める。         |
| 第3章          | 原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大 |
| 緊急事態応急対策等の実施 | 防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配 |
|              | 備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急 |
|              | 事態応急対策等について定める。         |
| 第4章          | 発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員 |
| 原子力災害事後対策    | 等の派遣等について定める。           |
| 第5章          | 他の原子力事業者への協力について定める。    |
| その他          |                         |